議案第６号

取手市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

取手市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年条例第３２号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成３１年２月２８日提出

取手市長　　藤　井　信　吾

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第８次地方分権一括法）により災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され，災害援護資金の貸付利率を市で独自に引き下げることができるようになったことを踏まえ，貸付利率を引き下げるとともに，所要の文言の整理を行うため，本条例の一部を改正するものです。

取手市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

取手市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章　総則(第1条・第2条) 第2章　災害弔慰金の支給(第3条～第8条) 第3章　災害障害見舞金の支給(第9条～第11条) 第4章　災害援護資金の貸付け(第12条～第15条) 第5章　雑則(第16条) 付則	
(目的)	(目的)
第1条　この条例は，災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し，暴風，豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い，自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い，並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い，もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。	第1条　この条例は，災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し，暴風，豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い，自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い，並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い，もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。
(定義)	(定義)
第2条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。	第2条　この条例において，次の各号に掲げる用語の定義は，それぞれ当該各号に掲げるところによる。
(1)　災害　暴風，豪雨，豪雪，洪水，高潮，地震，津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。	(1)　災害とは，暴風，豪雨，豪雪，洪水，高潮，地震，津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　市民　災害により被害を受けた当時，本市の区域内に住所を有した者をいう。	(2)　市民とは，災害により被害を受けた当時，この市の区域内に住所を有した者をいう。
(災害弔慰金を支給する遺族)	(災害弔慰金を支給する遺族)
第4条　(略)	第4条　(略)
2　(略)	2　(略)
3　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により，前2項の規定により難いときは，同項の規定にかかわらず，第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。	3　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により，前2項の規定により難いときは，前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち，市長が適当と認める者に支給することができる。
4　(略)	4　(略)
(災害弔慰金の額)	(災害弔慰金の額)
第5条　災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は，その死亡者が死亡時において，その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし，その他の場合にあっては250万円とする。ただし，死亡者がその死亡に係る災害に関し，既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は，これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。	第5条　災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は，その死亡者が死亡時において，その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし，その他の場合にあっては250万円とする。ただし，死亡者がその死亡に係る災害に関し，既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は，これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。
(死亡の推定)	(死亡の推定)
第6条　災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については，法第4条の規定によるものとする。	第6条　災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については，法第4条の規定によるものとする。
(支給の制限)	(支給の制限)
第7条　災害弔慰金は，次に掲げる場合には支給しない。	第7条　弔慰金は，次の各号に掲げる場合には支給しない。
(1)から(3)まで　(略)	(1)から(3)まで　(略)
(支給の手続)	(支給の手続)
第8条　(略)	第8条　(略)
2　市長は，災害弔慰金の支給に関し，遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。	2　市長は，災害弔慰金の支給に関し遺族に対し，必要な報告又は書類の提出を求めることができる。
(災害障害見舞金の支給)	(災害障害見舞金の支給)
第9条　市は，市民が災害により負傷し，又	第9条　市は，市民が災害により負傷し，又

は疾病にかかり，治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは，当該市民(以下「障害者」という。)に対し，災害障害見舞金の支給を行うものとする。	は疾病にかかり，治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは，当該住民(以下「障害者」という。)に対し，災害障害見舞金の支給を行うものとする。
(災害援護資金の貸付け)	(災害援護資金の貸付け)
第12条　市は，令第3条に規定する災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し，その生活の立て直しに資するため，災害援護資金の貸付けを行うものとする。	第12条　市は，令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し，その生活の立て直しに資するため，災害援護資金の貸付けを行うものとする。
2　(略)	2　(略)
(災害援護資金の限度額等)	(災害援護資金の限度額等)
第13条　災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は，災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ，それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。	第13条　災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は，災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ，それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。
(1)及び(2)　(略)	(1)及び(2)　(略)
(3)　第1号ウ又は前号イ若しくはウに規定する場合において，被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情があるときは，「270万円」とあるのは「350万円」と，「170万円」とあるのは「250万円」と，「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。	(3)　第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて，被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には，「270万円」とあるのは「350万円」と，「170万円」とあるのは「250万円」と，「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
2　災害援護資金の償還期間は，10年とし，据置期間はそのうち3年(令第7条第2項に規定する内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあっては，5年)とする。	2　災害援護資金の償還期間は，10年とし，据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は，5年)とする。
(保証人及び利率)	(利率)
第14条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は，保証人を立てることができる。	第14条　災害援護資金は，据置期間中は無利子とし据置期間経過後は，その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。
2　災害援護資金の利率は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める率とする。	
(1)　保証人を立てる場合　無利子	
(2)　保証人を立てない場合　据置期間中	

にあっては無利子，据置期間経過後にあっては延滞の場合を除き年 1.5 パーセント	
3　第 1 項の保証人は，災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし，その保証債務は，令第 9 条の規定による違約金を包含するものとする。	
（償還等）	（償還等）
第 15 条　災害援護資金は，年賦償還，半年賦償還又は月賦償還とする。	第 15 条　災害援護資金は，年賦償還（又は半年賦償還）とする。
2　償還方法は，元利均等償還の方法とする。ただし，災害援護資金の貸付けを受けた者は，いつでも繰上償還をすることができる。	2　償還方法は，元利均等償還の方法とする。ただし，貸付金の貸付けを受けた者は，いつでも繰上償還をすることができる。
3　償還免除，一時償還，違約金及び償還金の支払猶予については，法第 13 条第 1 項及び令第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。	3　償還免除，保証人，一時償還，違約金及び償還金の支払猶予については，法第 13 条第 1 項令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。
第 5 章　雑則	
第 16 条　（略）	第 16 条　（略）
付　則	付　則
（東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例）	（東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例）
第 2 条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。）第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。）第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 13 条第 2 項の適用については，同項中「10 年」とあるのは「13 年」と，「3 年」とあるのは「6 年」と，「5 年」とあるのは「8 年」とする。	第 2 条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。）第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。）第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 13 条第 2 項及び第 14 条の適用については，第 13 条第 2 項中「10 年」とあるのは「13 年」と，「3 年」とあるのは「6 年」と，「5 年」とあるのは「8 年」と，第 14 条中「年 3 パーセント」とあるのは「年 1.5 パーセント（保証人を立てる場合にあ

	っては，無利子)」とする。
2　前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除については，第 15 条第 3 項の規定にかかわらず，平成 23 年特別法第 103 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 13 条第 1 項の規定によるものとする。	2　前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については，第 15 条第 3 項の規定にかかわらず，平成 23 年特別法第 103 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 13 条第 1 項及び平成 23 年特別令第14条第7項の規定によるものとする。

付　則

（施行期日）

1　この条例は，平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の第１３条及び第１４条の規定は，この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し，同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては，なお従前の例による。